

「令和8～9年度特定廃棄物選別場整備工事」の質問回答書

No.	区分	ページ	条項	質問	回答
1	入札説明書	8	5. 総合評価に関する事項	『指定テーマ1：本工事で整備する特定廃棄物選別場では廃棄物を一時的に保管する場所として使用されることから、舗装表面の滞水には留意する必要がある。整備後の舗装仕上がり面の不等沈下による滞水を抑制するための土木シート、路体盛土、遮水シート、保護盛土、路盤及び舗装の施工に関する提案。（使用材料に関する提案は除く。）（特定廃棄物選別場「東大和久09工区」の施工に関する提案に限る。）』に関して、土木シートの施工基面の下部の提案は対象外と考えて宜しいでしょうか。	土木シートの施工基面の下部の提案は対象外とします。
2	入札説明書	8	5. 総合評価に関する事項	『指定テーマ1：本工事で整備する特定廃棄物選別場では廃棄物を一時的に保管する場所として使用されることから、舗装表面の滞水には留意する必要がある。整備後の舗装仕上がり面の不等沈下による滞水を抑制するための土木シート、路体盛土、遮水シート、保護盛土、路盤及び舗装の施工に関する提案。（使用材料に関する提案は除く。）（特定廃棄物選別場「東大和久09工区」の施工に関する提案に限る。）』に関して、また、特記仕様書2-1建設発生土の有効利用に関して記載があります。現地で建設発生土を選別する提案は、使用材料に関する提案に該当するため、提案の対象外と考えて宜しいでしょうか。	支給する盛土材を本工事で使用することを前提とした提案については対象とします。
3	入札説明書	8	5. 総合評価に関する事項	『指定テーマ2：施工箇所が複数のため車両走行台数が増加し、主要道路を通過する際に一般車両との事故発生リスクが高まることから、一般車両との事故発生リスクを低減させる対策に関する提案。（走行経路に関する提案は除く。）』に関して、現場説明事項書に記載のある工種の運搬車両だけが提案の対象なのでしょうか。工事全般の連絡車両を含めた工事用車両が提案の対象でしょうか。	提案の対象は現場説明事項書に記載のある工種の運搬車両だけとし、元請職員や作業員が通勤等に使用する連絡車両及び資機材運搬車両については提案の対象外とします。
4	入札説明書	8	5. 総合評価に関する事項	「指定テーマ2」に関し、主要道路とは「現場説明事項書」に記載がある「運搬経路図」上の道路との理解でよろしいでしょうか。また、「走行経路に関する提案は除く」とは、どこか特定の道路を指すのでしょうか。あるいは、「走行経路自体を改変する提案は認めない」ということでしょうか。	主要道路とは「現場説明事項書」に記載がある「運搬経路図」上の道路のことであり、走行経路自体を改変する提案は対象外とします。
5	入札説明書	8	5. 総合評価に関する事項	『指定テーマ3：担い手の確保や建設業の持続的な発展のため、建設業での働き方改革と生産性向上の推進のため技術の活用が求められる中で、施工管理手法におけるICT活用により生産性向上に資する提案。』に関して、元請職員だけでなく協力会社の職員も提案の対象でしょうか。	提案の対象は元請職員及び協力会社の職員関係なく対象とします。
6	入札説明書	14	7 (1) 4) ウ	技術提案書（様式4）は、提出する会社名が分からないように、会社名等を黒塗りをする措置は必要でしょうか。	黒塗りは必須ではありません。なお、社名、または社名を推測できるような記載がないように注意してください。
7	入札説明書 様式5-1	2	6	他の案件とは、国土交通省や経済産業省等の他省庁における契約担当官等発注案件も該当するという理解で良いでしょうか。なお、1ページ目の内容は様式5-1と同一です。	貴見のとおりです。
8	入札説明書	11	5 (4) ウ 指定テーマ1	路体盛土材の土質をご教示ください。	支給する路体盛土材の土質は「土砂」です。
9	入札説明書	11	5 (4) ウ 指定テーマ2	県道254号線及び県道391号線は主要道路に含まれるでしょうか。	主要道路とは「現場説明事項書」に記載がある「運搬経路図」上の道路のことを指します。